## 事業評価シート【新規事業-1】

事業名		文化財保存事業に対する補助		基	草	章 第1章 教育文化			
事業コード				本	節	第6節 市民文化			
課係名		生涯学習課文化係	内線	計	項	第3項 任	云統・文化	ヒの維持継続	承
担当	省氏名		職名	一画	細項目	文化財の	保護保	存	
事業概要		茂原市内の文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、文化財保存事業に要する経費に対し、予 算の範囲内において、所有者等に対して補助金を交付する。							
現在の課題や 市民要望など		文化財の修復には、特殊な技術が必要で多額の費用がかかるため、所有者等の経済的負担の軽減を図る必要がある。							
事業目的		<ul><li>① 茂原市内に現存する貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財の保護保存に努める。</li><li>② ③</li><li>④</li></ul>							
	個別 取組	<ul><li>① 補助金の交付</li><li>③</li></ul>			<b>2</b> <b>4</b>				
事業による 改善・変更点		① 適切な修復を行い、貴重な文化財を保存する。 ② 所有者等の経済的負担の軽減を図る。							
		3							
事	業対象	☑ 個人・世帯☑ 団体	(民間) 団体(公	·共川	内部管理		他(		)
	内容	<ol> <li>所有者等への補助</li> </ol>	金交付		(2) (4)				
業務形態 二 全部委託 二 一部			委託 直営 🗸		負担金・3	を付金 🗌	その他(		)
	内容	<ul><li>① 所有者等が行う修行</li><li>③</li></ul>			(2) (4)		_		
支出根拠		(日)       (日)							
事	業継続	□ 単年度 ✓ □ 複数年度:有期始期	複数年度:無期 ~ 終	期	1	後年度	負担   <u>  ✓</u> ]容	有	無
		永興寺の県指定「木造料	沢迦如来立像」「所 复事業 N訳: 県補助金2,1	対紙本 00千	事業県 市 債 その他 一般財源		1,050	29.5 県補 29.6 市補	内容 前助金内示 前助金交付申請 前助金交付規則制定 前助金交付申請
事業費の積算	年度				事業費 国 県 市 債 その他 一般財源		事務スケジュ 0		1999 112 (2.17)
<del>Л</del>	年度	今後、修復が必要な文化財 ①光福寺の磨崖仏(市指定):洞窟入口部分の 崩落 ②真名天照皇大神宮の絵馬(9面)(市指定): 絵の剥離・木地の割目・虫損等の劣化			事業費 国 県 市 債 その他 一般財源		ー ー ー 0		
経費:	節減効果	□ 有 ☑ 無	節減効果						
	金額	千円	の内容						
		指標の種類			目標(推計)値				
主要指		名称	計算方法		29	年度		年度	年度
	■ 活動 指標	① 補助金の交付	交付数			1			
		2							
標	<b>■</b>	① 文化財の適切な修復	事業の完了数	_ <del></del>		1			
	成果 指標	2							

## 事業評価シート【新規事業-2】

	1. 実施主体	本・目的の妥当性	<ul><li>自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。</li><li>総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。</li></ul>				
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)				
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	所有者が行う保存事業に対し、自治体がその費用の一部を補助することで貴重な文化財の保護保存が図れることは総合計画における 目的に合致する。				
	2. 事業の	有効性	<ul><li>・意図した成果は確実に得られるか。</li><li>・類似の目的を持つ事業はないか。</li></ul>				
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)				
	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	文化財の修復には多額の費用がかかることから、その一部を補助 することで目的を達成することができる。				
	3. 事業の	効率性	・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。 ・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。				
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)				
項目別評	A	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	修復が必要と判断される時期に適切な処置を行うことが必要である。				
価	4. 緊急性		・今実施しなければならない理由。 ・実施しない場合の問題点。				
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)				
	A	A. すぐに実施する必要有 B.2~3年後に実施する必要有 C. すぐに実施する必要はない	修復が必要と判断される時期に適切な処置を行うことが必要である。				
	5. 市民要	望・公平性	・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。				
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)				
	В	A. 多くの市民要望有 B. 一部地域・団体等の要望有 C. 要望はない	文化財の保存事業に対する補助は、多くの市民に対して行われる ものではなく、当該文化財の所有者に対して行われるものである が、補助率や所有者負担については、県内他市と同様である。				
	6. 同規模	他市・周辺市町村の状況	・ほとんどの自治体で実施、同規模以上の自治体は実施、ほとんど実施していないが先進的な取り組みであるなど、具体的に記述				
	平成26年から28年度に県指定文化財を修復した団体及び同規模他市・周辺市町村の補助状況については、別紙のとおり。						

	■実施計画における位置づけ、財政状況による実現性						
	評価		◎評価理由:県指定文化財の修理復旧等に対する補助については、				
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	これまで実績がなく、例規も整備されていないが、総合計画では市指定のものに限らず文化財の保護保存に努めるとしていることから、実施は妥当と考える。但し、厳しい財政状況に鑑み、一般財源を配分する優先度は低い。また、条例等と整合を保った補助規則を制定する必要がある。				
411	■政策調整会議による評価						
総合評価	評価		◎評価理由:本市の文化財の保護に対する補助のあり方について、				
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	補助率等の未整理の部分を一括して整備する必要があること、また最初の対象となる事業について4月に県の補助対象となり、期間の確保のため7月に修繕を始める必要があることから、6月補正予算要求を認めるものとする。なお、補助制度の整備を機に、より一層の文化財の活用を図られたい。				
	■庁議による方針						
	評価		具体的な方向性				
	Α	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	当該補助事業を実施することとし、6月補正予算要求を認める。 なお、庁議に提出された補助金交付規則案には、災害等特段の事情 のある場合の特例がないため、その必要性を検討したうえで制定す ること。				